「同居親族」の取扱いに関する運用基準

平成12年2月1日住宅営繕事務所

1 趣旨

単身入居や母子入居の場合、戸籍上配偶者がいないことが前提であるが、申込み時に正式 に離婚していないケースが見受けられる。

このような場合、戸籍上、入居時までに離婚が確認出来ないと、入居不可能とするのが これまでの取扱いである。

しかしながら、事実上、婚姻関係が破綻していても、協議離婚が成立しない場合には、裁判上の離婚(離婚訴訟)による以外に道がない。一般に、裁判は馴染みにくいし、時間も費用も要するのが実情である。特に、母子家庭等にとって、正式な離婚を待つのは著しく過酷な場合が多い。

また、母子家庭での入居の場合にも、現在の複雑な世相を反映し、前夫の親権に服する子が含まれていて、その者の入居が認められず、家族構成に支障を及ぼすケースもある。

そこで、現今の社会情勢に鑑み、人道的見地から、離婚や親権に準じる取扱い基準を定め、 特例認定を行なうことができるものとする。

2 取扱い基準 (特例認定基準)

(1) 離婚に準じる扱い(離婚特例認定)

入居申込者の戸籍上の離婚が確認できないが、相当の期間にわたり事実上離婚状態で、 訴状の写し等で離婚が確定的と認められる場合は、入居申込者に離婚が不成立の場合でも 配偶者を同居させない旨を確約させた上、特例的に離婚に準じた扱い(離婚特例認定)を することができる。

提出書類

- ① 訴状の写し (離婚訴訟中の場合) 又は調停の期日通知書の写し (離婚調停中の場合)
- ② 申出書(これまでの経緯を記載)
- ③ 確約書(様式1)

(離婚不成立の場合、配偶者を同居させない旨を確約)

※ ①から③までのすべての書類の提出が必要

上記2の(1)の「相当な期間」とは、概ね1年以上で住宅営繕事務所長が適当と認める場合とする。

(2) 親権に準じた扱い (親権特例認定)

入居申込者の同居予定家族のなかに、他の親権に服する未成年者が含まれている場合においては、公的機関が発行する証明書等(下記提出書類のいずれかの書類)により当該未成年者が入居申込者に同居・保護されていることが確認できる場合は、特例的に親権に服する者に準じた扱い(親権特例認定)をすることができる。

提出資料

- ① 家庭裁判所の監護者としての審判書の写し
- ② 県市町村からの児童扶養手当ての受給証明書等
- ③ 市町村からの当該未成年者を含めた生活保護受給証明書
- ④ その他、住宅営繕事務所長が指定する書類

なお、この場合で、当該未成年者の県営住宅住所地への住民登録が諸般の事由により 困難な時は、入居後に提出する入居完了届に添付する住民票は、その経過を記載した書 類(児童・生徒の場合は「就学通知書」の写しなど)に代えることができるものとする。

3 特例認定の手順

- (1) 県営住宅等入居者募集業務受託者は、入居事務審査に際し、特例認定に該当すると 認められる案件の場合は、(様式2)により、住宅営繕事務所長に特例認定の進達を 行うものとする。
- (2) 住宅営繕事務所長は、特例認定を行い、県営住宅等入居者募集業務受託者に指示するものとする。

4 適用時期

平成12年4月1日以降の入居対象者から適用。

5 その他

- (1) この運用基準は、入居後における同居承認申請の場合にも、準用するものとする。
- (2) 神奈川県県営住宅管理システム上、特例認定者が区別できるよう措置するものとする。

附則

この運用基準は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この運用基準は、平成19年6月1日から適用する。

附則

この運用基準は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この運用基準は、令和3年4月1日から適用する。

確約書

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

私は、このたびの県営

への入居に当たり、令和 年 月 日に (同居申請)

() との (離 婚 訴 訟)を (裁判所)へ (離 婚 調 停)

(提 起) しましたが、この結果のいかんに関わらず、入居決定後に同者との同居に (申 立) (同居承認)

係る承認申請をしないことを確約します。

令和 年 月 日

現 住 所

氏 名

※ 同居承認申請等の場合にも、準用する。

神奈川県住宅営繕事務所 殿

県営住宅等入居者募集業務受託者

(離婚・親権) 特例認定について

このことについて、下記入居申込み者を認定してよいか。

入居申込者氏名	
入 居 予定 住宅	
	募集の区分 年 月 募集
	申込の種別 単身・母子・
申 込 の 概 要	
添付書類	

[※] 同居承認申請等の場合にも、準用する。